

付 則〔大会運営規定〕

第1章 試合運営に関する細則

〔主催大会〕

1、本連盟の主催する大会は原則として年2回行う。

第1回大会 3月中旬～8月初旬

第2回大会 7月初旬～12月初旬

〔試合運行〕

1、試合はすべてトーナメント方式で行う。

2、試合は7回戦、時間は1時間30分(決勝戦のみ1時間40分)とし、試合開始1時間20分(決勝戦のみ1時間30分)以降は新しいイニングに入らない。但し、試合の進行状況等により、残り時間数分のとき、試合続行の可否は当該審判の判断とする。

3、ベンチ入りは抽選番号の若いチームが1塁側とし、攻撃は後攻めとする。

4、試合開始時刻20分前に、全員試合態勢(登録選手9名以上、チーム統一のユニフォーム着用して、必要用具が揃っている)にあること。

5、試合開始時刻に、試合態勢にないチームは、その試合を没収する。

6、試合日程はチームの負担にならないよう配慮するが、進行状況等により連続週またはダブルヘッダーとなる場合もある。

7、本大会はその年度の(公財)全日本軟式野球連盟規程を適用する。但し、本大会で定められた規則はこれを優先する。

〔コールドゲーム〕

コールドゲームは次の通りとする。

1、4回終了時10点差があるとき。

2、5回以後7点差があるとき。

3、4回以降試合中、降雨、日没、その他の事情で試合続行不可能な状態のとき、当該審判員の判断で決定する。

4、試合時間1時間20分を経過し点差のあるときは、4回に至らずも試合終了とする。

〔タイブレーク・大会特別ルール〕

特別ルールの適用は次の通りとする。

1、試合時間(1時間20分)を経過しようとし、しかも7回に至らず、得点差がないときは、特別な方法で勝敗を決定する。

2、7回終了時点で点差がないときも、第1項に準じて扱う。

3、試合時間1時間20分を経過しようとするも4回に至らず、しかも点差がないときも、第1項に準じて扱う。

★特別ルールとは

次のイニングを、1アウト走者1、2、3塁として試合を続行し表、裏、攻撃の結果、得点の多いチームを勝者とする。

(この場合の打者はチームの自由とする。但し走者はその打者の前者3名とする。)

しかしこの方法でもなお点差がないときは、抽選とする。但し、試合時間が1時間20分を経過している場合、当該審判の判断により、直ちに抽選とする場合もある。

〔ユニフォーム及び用具〕

- 1、出場選手はチーム統一のユニフォームを着用しなければならない。
- 2、背番号は0番～99番であり、30番は監督、10番が主将であること。
(チーム内で同番の背番号は不可)
- 3、出場選手は必ず帽子を被ること。帽子を被らない選手はゲームに出場できない。
- 4、試合球は「(公財)全日本軟式野球連盟公認球」以外使用しない。当連盟(支部)の使用球は平成30年度より、成年、少年(中学)ともに、「ケンコーボールM号」とする。
- 5、バットは木製、金属製いずれでもよいが、木製は軟式用、金属製は軟式用でJSBBマーク入りのものとする。
- 6、走者、打者、次打者及びベースコーチは必ずヘルメット(公認のもの)を着用すること。平成22年度よりベースコーチもヘルメット着用が義務付けられた(危険防止のため)ヘルメットの色、マーク等はチーム毎に統一したものであり、また各チームは攻撃用ヘルメットを7個以上揃えていること。捕手は必ず捕手用ヘルメット及びプロテクター、レッグガード、ファールカップを着用すること。
- 7、危険防止、人工芝保護のため、人工芝球場での金属スパイクを禁止する。

〔連絡及び問い合わせ〕

*** 試合当日雨天等の際の問い合わせ (電話連絡はチーム1名に限ること。)**

- 1、まずは、『新ホームページ』で確認すること、リアルタイム速報が掲載されます。未掲載のとき、不明のときは以下へ。
- 2、西戸山公園野球場、落合中央公園野球場、及びその他区外球場の第1、第2試合のチーム責任者は、午前6時以降に連盟代表電話090-8348-1692に連絡し確認すること。
- 3、第3試合以降のチーム責任者は直接グラウンド管理事務所へ。
 - * 西戸山公園野球場、 03-3364-1515
 - * 落合中央公園野球場、 03-3362-9440
 - * その他区外球場は、 090-8348-1692 (連盟代表電話)

〔その他の注意事項〕

- 1、選手の追加登録、抹消等は事務局で受付してから、1週間後に有効になる。
- 2、ベンチは原則として、登録選手(監督を含む20名)の外はマネージャー、スコアラー、等計3名の他は入れてはならない。
- 3、試合中のファールボールの処理は、原則として攻撃側のチームが当たるものとする。
- 4、試合用のボールは連盟で用意するが、紛失時の補充用として6個は必ず持参すること。

〔審判員〕

- 1、試合の審判員は、新宿区軟式野球連盟所属の審判が、原則としてこれに当たる。
- 2、審判員は通常、球審1名、塁審1名、控え1名の3名で行う。
但し準決勝戦は球審1名、塁審2名、控え1名の4名で行い、
決勝戦は、球審1名、塁審3名、控え1名の5名で行うを原則とする。

第2章 加盟登録及び大会参加申込み要領

〔連盟への加盟登録〕

- 1、連盟への加盟は毎年更新し、連盟会員として登録する。
- 2、更新受付は原則として毎年2月に行う。
- 3、新規参加の受付は、毎年更新受付と同時に行い会員チームの参加数によって抽選となる。

〔大会参加受付〕

- 1、第1回大会の参加受付は、原則として毎年2月上旬の加盟登録更新時と同時に行う。
- 2、第2回大会の受付は、原則として毎年6月に行う。尚、第2回大会は兼区民総合体育大会となり、新規参加受付も行うが、会員チームの参加数によっては、抽選となる。
- 3、大会を棄権、失格等により不参加のチームは会員の資格を失い、翌年の参加は新規扱いとなる。

〔加盟登録費及び大会参加費〕

1、一般の部	加盟登録費	東連納付分	600円×登録人数
	(年間)	新宿支部分	1チーム 1,500円
	参加費	第1回大会	1チーム 13,000円
		第2回大会	1チーム 11,000円
	区民総体大会	1チーム 2,000円	
2、中学の部	加盟登録費	東連納付分	250円×登録人数
		新宿支部分	1チーム 1,500円
	参加費	各大会毎	1チーム 4,000円

〔告知方法〕

- 1、第1回大会は毎年1月の区報(広報又はレガス)で、第2回大会は毎年5月の区報(広報又はレガス)に掲載する。
- 2、新宿区軟式野球連盟のホームページ及び球場掲示板に告知する。
尚ホームページアドレスは、<http://shinjuku-nanshikyakyu.jp/> (平成30年1月移行)

第3章 連絡及び問合せ要領

〔試合日時の連絡〕

- 1、その月の試合日程表は、原則として試合日の2週間前までに、新宿区軟式野球連盟のホームページ及び球場掲示板に掲載する。
(平成25年度よりチームの連絡責任者宛て郵送は行わない。)
- 2、掲載は2週間前までが原則であるが、試合消化状況、雨天中止等でスケジュールに変動があったときは、その限りではない。

〔掲示板の設置〕

西戸山公園野球場、落合中央公園野球場に連盟専用の掲示板を設置する。
この掲示板には試合の進行状況、試合スケジュール、連絡事項等を掲示する。

〔試合当日雨天のとき〕

第1章の〔連絡及び問合せ〕項を参照。
試合に関するすべての問合せは、連盟代表携帯電話または事務局まで。

第4章 罰則規定

〔会員の除名〕

- 1、新宿区軟式野球連盟の規約に違反したとき、又は連盟の品位を著しく汚す行為のあったときは、会員を除名することがある。
除名は理事会で審査し、会長の承認を得る。(連盟規約第17条参照)
- 2、試合中の暴力行為、個人への著しい誹謗等スポーツマンシップに違反する行為があったときは、理事会で審査し、除名、出場停止等の処分を決し会長の承認を得る。

〔チームに対するペナルティ〕

1、試合に関するペナルティ

- ①試合開始20分前までに試合の出来る態勢にあることが原則である。
試合開始時刻にチーム統一のユニフォーム着用の登録選手が9名未満の場合・・・不戦敗
- ②登録外選手及び偽名選手が出場した場合・・・たとえ勝ちゲームであっても判明した時点で失格とする。
- ③ユニフォームの不備(色違い、マーク違いなど)、背番号違いの場合、その選手はその試合に出場できない。
- ④登録外選手、偽名選手など不正出場が度重なったり、ルールに逸脱する行為があった場合役員会に諮り、その処分を決める。(登録抹消、期限付き出場停止、罰金等)

2、総会、代表者会議に関するペナルティ

- ①無届けにて当日欠席の場合・・・その大会の出場権を失うものとする。
この場合、登録費、大会参加費等返却しない。
- ②集合時刻に遅れた場合・・・抽選前であれば厳重注意の上で参加を認める。抽選後は、その大会の出場権を失うものとする。
- ③東京都軟式野球連盟登録申込書の不提出または不備による再提出の場合・・・1週間以内に事務局へ郵送または持参、1週間を過ぎた場合は失格とする。
- ④事前に連絡があり適切な理由のもとに欠席の場合・・・会議内容及び必要事項は郵送する
また、抽選は一番最後に役員が代行する。

3、定められた約束事の不履行に対するペナルティ

①トーナメント表と試合日程の告知

トーナメント表と試合日程は組合せ抽選後速やかに新宿区軟式野球連盟のホームページ及び球場掲示板に掲載する。(平成29年度よりチーム連絡責任者宛での郵送は行わない。試合日程は平成25年度より郵送廃止)

必ずホームページを確認すること、確認せず試合実行不能となっても不戦敗とする。

②選手登録の新規追加及び削除

新規の選手登録は出場の1週間前まで受け入れる。但し東連登録費1人600円は必要。

- ③その他定められた約束事項の不履行は、その都度理事会に諮り、その処分を理事長が
決裁する。

4、試合用具不備に関するペナルティ

①打者用ヘルメット(走者及びベースコーチも必要)は7個以上持参が原則。

ヘルメット不備の場合・・・連盟備品より有料貸出、1個につき1,000円とする。

②捕手用ヘルメット及びプロテクター、レッグガード(平成15年より必携)

不備の場合・・・連盟備品より有料貸出、1種類につき1000円とする。

③試合用ボール

試合ボールは連盟で用意するが、ファール等により紛失した場合、チームより新球を補充する。新球がない場合・・・連盟備品ボール1個 500円とする。

5、その他予測し得ないトラブルが生じた場合・・・理事会に諮り、理事長が決裁する。

以上ペナルティによる収入は、雑収入として計上する。

以上の取り決めは、平成29年1月1日現在のもので、以後必要に応じて理事会に諮り、追加、変更もある。

第5章 互助会規定

〔互助会の会員資格〕

- 1、互助会は主として事故傷害見舞い金の支給を行うことを目的とし、(公財)東京都軟式野球連盟への登録により会員となる。
- 2、会員は東連に登録し、支部に会費を納入することにより、その資格を得る。尚、会費は東連登録費及び互助会費共で、1人につき600円である。(平成27年度より変更)

〔見舞金の支給〕

- 1、事故傷害見舞い金の支給は、(公財)東京都軟式野球連盟互助会見舞金規定による。
- 2、適用範囲は
 - イ、東連主催の大会
 - ロ、新宿支部主催の大会
 - ハ、大会は、球場に入場してから退場するまでの間とする。

〔資格の喪失〕

- 1、会員は次のとき資格を喪失する。
 - イ、東連の会員の資格を無くしたとき(有効期限切れ、登録抹消等)
 - ロ、会費を期日までに支払わなかったとき

〔会員受付、中途入会〕

- 1、本会員は毎年更新する。
- 2、新宿支部での更新は毎年2月の加盟登録受付のときに行う。
- 3、中途での入会受付は、随時受け付けるが、会費は600円、全額支払いとする。
尚、中途入会受付は8月末までで締め切る。

この規定に定めのないものは、すべて東連の会員互助会規定に準じる。

第6章 各級別の格付基準

- 1、昇格は次による。
 - ① 2部から1部へ
年間を通じ、各大会の優勝チーム及びこれに準ずる優秀なチームの中から理事会において選考する。
 - ② 3部から2部へ
年間を通じ、各大会において準決勝戦へ進出したチーム、これに準ずる優秀なチームの中から理事会で選考する。
- 2、降格は次による。
 - ① 1部から2部へ
3年間で勝星のないチーム
 - ② 2部から3部へ
2年間で勝星のないチーム
 - ③ 年間を通じ、不参加若しくは棄権により試合を行わなかったチームは下位に格付けする。
- 3、4部から3部と、3部から4部への昇降格は、毎年理事会において選考する。
- 4、新規加盟チームは原則として3部に格付けするものとするが、チームの強い要望があればその限りではない。

各級別の昇降格は大会運営部が提案し、理事会にて決定する。

第7章 各事業部の任務内容

1、総務部

事務局は総務部に属する。

- ①東連関連の窓口・・・登録、互助会、提出書類、会合など
- ②新宿支部の関連各所との連携・・・スポーツ財団、少年野球連盟など
- ③大会準備・・・登録、参加申込み受付、総会、代表者会議の連絡・実施、グラウンドの確保
- ④理事会、役員会等の招集、資料作成、実施
- ⑤役員、審判員の行動把握・・・誰が、いつ、何を行ったか
- ⑥連盟内各種行事の要因決定

2、大会運営部

- ①各大会毎の組合せ、日程等の作成
- ②大会の開閉会式及び表彰式の準備・実施
- ③ボール、メンバー表等試合に必要な物の管理
- ④雨天等によるグラウンド不良の場合の可否の判断、連絡
- ⑤試合状況、スケジュール変更のチーム及び関連各所への連絡
- ⑥チーム成績による昇降格案の作成
- ⑦その他大会運営上起きたすべての事柄

3、審判部

- ①審判講習会、研修会の計画、実施
- ②審判の技術向上、指導
- ③各試合への審判割当
- ④東連への審判派遣割当
- ⑤他団体主催大会への審判派遣割当
- ⑥審判員の確保
- ⑦その他

4、経理部

- ①予算、決算書作成・・・監査、総会での報告
- ②日常の金銭収支管理
- ③その他金銭収支に関するすべての事項

5、広報部

- ①ホームページの運営管理
- ②区報(広報及びレガス)への掲載対応
- ③その他の対外広報活動

以上7章の付則の改廃は理事会で見直し、決定し、総会にて報告する。